

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年5月2日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
盲学校	平成20年1月18日
屋島陸上競技場	〃
総合水泳プール	〃
五色台少年自然センター	〃
屋島少年自然の家	〃
三本松高等学校	平成20年1月21日
志度高等学校	〃
三木高等学校	〃
高松北高等学校	〃
高松北中学校	〃
観音寺第一高等学校	平成20年1月22日
三豊工業高等学校	〃
香川東部養護学校	〃
高松養護学校	〃
多度津工業高等学校	平成20年1月23日
多度津高等学校	〃
多度津水産高等学校	〃
香川西部養護学校	〃
埋蔵文化財センター	〃
西部教育事務所	平成20年1月24日
坂出高等学校	〃
善通寺第一高等学校	〃
善通寺西高等学校	〃
高松高等学校	平成20年1月28日
高松商業高等学校	〃
高松南高等学校	〃
高松桜井高等学校	〃
農業経営高等学校	平成20年1月29日

飯山高等学校	〃
義務教育課	平成20年2月4日
高校教育課	〃
生涯学習・文化財課	〃
保健体育課	平成20年2月12日
人権・同和教育課	〃
福利課	〃
総務課	平成20年2月14日
特別支援教育課	〃
教育センター	平成20年3月25日
東部教育事務所（小豆分室）	〃
小豆島高等学校	〃
土庄高等学校	〃
津田高等学校	〃
石田高等学校	〃
高松工芸高等学校	〃
高松東高等学校	〃
高松西高等学校	〃
香川中央高等学校	〃
坂出商業高等学校	〃
坂出工業高等学校	〃
丸亀高等学校	〃
丸亀城西高等学校	〃
琴平高等学校	〃
高瀬高等学校	〃
高瀬のぞみが丘中学校	〃
笠田高等学校	〃
観音寺中央高等学校	〃
豊学校	〃
香川中部養護学校	〃
香川丸亀養護学校	〃
善通寺養護学校	〃
総合運動公園	〃
図書館	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行については、特に財務規定を遵守し、厳正かつ適正に行うよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 使用料収入について

(ア) 借上宿舎の使用料について、退去月の使用料を徴収していなかったため、当該月分を徴収する必要がある。(高松桜井高等学校)

(イ) 授業料の減免取止めに伴う事務処理の遅延が見受けられた。(丸亀城西高等学校)

イ 超過勤務手当の支給について

超過勤務手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(善通寺第一高等学校)

ウ 特殊勤務手当の支給について

(ア) 対外運動競技等の児童等の引率指導業務に係る特殊勤務手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を追給する必要がある。(東部教育事務所、琴平高等学校)

(イ) 部活動指導業務に係る特殊勤務手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(高松商業高等学校)

(ウ) 保健主事業務に係る特殊勤務手当の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を追給する必要がある。(西部教育事務所)

(エ) 学年主任業務に係る特殊勤務手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(高松南高等学校)

エ 報酬の支払について

外国語指導助手の報酬について、所得税分が過払いとなっているので、返納させる必要がある。(観音寺中央高等学校)

オ 委託契約の締結について

病院等臨地(臨床)実習に当たり、各実習施設との委託契約が締結されていなかった。(飯山高等学校)

(3) 検討指示事項

該当事項なし